

第二段階となる違法伐採問題の取組み
違法伐採総合対策推進協議会の提言書の内容と背景
林経協季報「杣径」2009年6月13号掲載

社団法人全国木材組合連合会藤原敬

1 はじめに

国際的な違法伐採問題に対処するため、2006（平成18）年度から日本政府はグリーン購入法により「合法性、持続可能性の証明された木材」（以下合法木材という）を優先的に購入することとなり、木材業界は合法木材の供給体制を整備するため林野庁の補助事業である違法伐採総合対策事業に取り組んできた。所定の3年間が経過し同事業が終了するにあたり、同事業の管理のために設立された違法伐採総合対策推進協議会（大熊幹章東京大学名誉教授座長）は「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明方法に関する提言」（以下提言書という）を作成し公表した。筆者は同事業の実施主体である社団法人全国木材組合連合会（以下全木連という）において、その実施と提言書の作成に関わってきたが、提言書が示唆する同事業の将来は、今後の日本の林業の将来にとっても重要な内容を含んでいると考えている。本稿では提言書の内容を紹介するとともに、今後の事業の展開について私見（あくまで私見であり組織の見解でない）を述べ、ご理解をえたい。

2 合法木材の供給体制と提言書の骨子

グリーン購入法のために林野庁が作成した「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下ガイドラインという）は、90年代以降FSC・PEFCなどの森林認証システムが開発してきた信頼性の連鎖（Chain of Custody, CoC）のシステムを踏襲しており、合法性、持続可能性が証明した材あるいはそれを原料とした製品を、業界団体が合法木材供給事業者として認定した事業者が発行する証明書の連鎖により引きついで行こうというものである。2009年3月現在、136の団体が7500社近い企業を合法木材供給事業者として認定している。

この間の検討経緯は「合法木材ナビ」上に公開されている¹が、2008年6月から本格的な検討を行うための小委員会が設置され、①合法性、持続可能性の証明方法について、②需要者側への、証明制度と証明された木材・木材製品の利用推進方策について、③供給者側への、証明制度の定着と証明された木材・木材製品の安定供給方策について、の3点にわたって検討された。

¹ <http://goho-wood.jp/kyougikai/4meibo2.html> 合法木材ナビ＞証明方法検討部会開催概要

3 合法性等の証明方法

合法性・持続可能性の証明方法の検討は、①合法性、持続可能性の定義、②証明方法の信頼性向上につながる方策、③コストの削減につながる方策、の三点にわたって進められた。

(1) 合法性・持続可能性の定義

合法性定義については、ガイドラインでは「伐採に当たって原木の生産される国又は地域における森林に関する法令に照らし手続きが適切になされたものであること」とされている。きわめて明快の定義であるが、各国の法律体系にてらして実務的にどう判断するかの情報を整理する必要が指摘された。

また、持続可能性の定義については、現在のガイドラインでは「持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること」とされている。これについて、提言書は「実務的に利用可能な判断基準とはなっていない」と厳しい指摘をし、「国際的な議論も幅広く踏まえた上で、今後持続可能な森林経営の定義の明確化に向けて検討をすべきである。」と指摘している。各森林認証システムの評価、合法性の証明された国産材の持続可能性の評価など重たい課題を含む作業だが、合法木材のシステムを進化させるため避けて通ることのできない点である。

(2) 証明方法の信頼性向上につながる方策

提言ポイントとなるこのテーマの現状認識について、提言書は三つの問題点を指摘している。第一に「システム全体を考えたときに、どこでどんな認定団体が活動しているか全てを把握できる体制にないのは問題である」。第二に「認定事業者が発行した証明の中には、理解不十分のため、しっかりした根拠がない証明書の例も一部に見られた」。第三に「木材、木材製品は様々な用途に使用されており、複雑な建材の流通ルートを考えて場合、いわゆる木材業以外の流通業者（最終的な納材業者を含む）が木材、木材製品を含む建材の流通に重要な役割を担っているケースも多く、『業界団体認定』という仕組みだけでは、木材・木材製品の流通をすべてカバーできない面がある」。

以上の問題点をふまえて、以下の提言をしている。

ア) 証明方法の信頼性向上につながる運営上の努力

現在の合法木材供給事業者の集団をベースに置いた、今後の展開が必要であり、そのためには、一定のモニタリングを実施し、それに応じた研修の実施など指導普及を体系的に行い、信頼性を高めていく運営上のさらなる努力が必要である。

イ) 証明方法の信頼性向上につながるシステムの導入

①認定団体・企業独自の供給体制の把握、管理（認定団体・企業独自の取組の登録（登録のための基準、手続き）、情報開示、モニタリング、監査など）、②認定団体・企業独自の供給体制への情報提供・啓発（事業者担当者の研修、ガイドラインの解釈についての解説など）に機能をもった、認定業務の管理システムの導入を検討する必要がある。

ウ) 木材業以外の関係業界の参画の促進

木材業以外の建築材流通業などの参画などのため、企業独自の供給体制が幅広く活用される必要があり、このため関係業界に広く合法木材供給システムについての理解を普及する必要がある。

システムの信頼性は決定的に重要な課題であるが、すべてのものの流れを第三者が常時チェックするというシステムを作ることは不可能である。効率性という点でもビジネスサプライチェーンを利用して情報を伝達していくシステム以外にはあり得ない。これは90年来森林認証システムがたどり着いた認識であり、業界団体認定が受けついでいるものである。この場合、そのシステムの信頼性は、専門的第三者機関の監視と、一般の消費者需要者が情報にアクセス出来る透明性、の二点に頼ることになるが、効率性を重んじる本システムは、一にも二にも透明性が重要という認識である。

だが、「どんなシステムで合法性を証明しているのか、それを透明にしておくこと、問題があれば、それがその問題点が解明されること」などである。合法木材供給システムでは合法木材ナビがこの点の鍵を握っているが、改良の余地を残している。

(3) コストの削減につながる方策

証明方法の議論で欠かせないのが、証明に係るコストである。化石資源由来の建材や違法伐採材と市場で競争しなければならないのだから必須の論点になる。提言では、流通過程の負担を減らすためには、「原料供給のほとんどが合法木材として供給出来る体制をなるべく早く構築することが必要である」と指摘し、「a 国産材については国、地方自治体がまずは合法木材の供給に関し、積極的な対策をとる必要があり、b 輸入材では輸出国側へガイドラインに基づいた合法性証明木材の供給についてねばり強く要請していく必要がある」としている。また、「中小企業の認定作業をサポートするためには、流通の中心となる事業者の役割が重要であり、当該事業者によって企業独自の取組が十分に活用される必要がある」と指摘している。

4. 提言書のその他の論点

(1) 需要者側への証明制度の普及と証明された木材・木材製品の利用推進方策について
合法木材供給システムを維持発展させるためには、供給側に合法木材の実需が見えてくる
ことが決定的に重要である。「それさえあれば、様々な困難は自ら乗り越えられる」と言っ
てもいいような重要なポイントである。現在、多くの認定事業者は「認定を受けたが、具
体的な調達要求がないので様子見」という態度である。このため、グリーン購入法にかぎ
らず、補助事業等の実施の際に合法木材使用を明確にすること等の、さまざまなツールの
動員が必要である。

(2) 供給者側への証明制度の定着と証明された木材・木材製品の安定供給方策について
供給事業者数は増えたものの、全体として、まだまだ合法木材として供給されている木材・
木材製品の量は少ない。需要者から見ると「本当に調達出来るのか」という不信感が生ま
れる原因にもなっている。そのため、供給者の方から、体制の整った供給事業者の PR 体制
(製品紹介ページなど)を整える、といった積極的な対応が必要である。また、「産地ごと
のリスク評価に応じた証明方法も検討」といった、大きな問題提起もなされている。

5. 終わりに

以上が提言書の全体像である。認定された事業者は7千5百社とっては木材の加工流通を
になう3-4分の1程度であり、証明された材と言っても全体の数パーセントにしか過ぎ
ない。認定システムの力量が市場や消費者から本格的に評価されるのは今後のことである
と理解をしている。

今後、地球環境問題がますます社会的な重要性を増し、木材についても、温暖化ガスの吸
収源、化石資源を代替する再生可能な資源といった側面がますます注目されることになる
だろう。その時に、合法性のみならず、生産過程の森林における環境特性を消費者に伝達
する機能が極めて重要になる。また、このことを徹底的に無用な負担を排除して効率的に
実施するということが緊要である。このようなことを考えたとき、業界団体の社会的機能
を利用した業界団体認定というガイドラインの規定は重要な問題提起であり、そのことは
「Gohowood の取組」として、国際的な広がりを持つ可能性を秘めているものである。

また、違法伐採問題は、世界の森林の管理の質を、合法性証明品という形で消費者が具
体的に問題にし始めたということであり、その意味では、よその国のことではなく、伐採造
林届けの受理過程、森林施業計画の認定基準や認定過程など、日本の森林管理の質にも関
係する課題である。

森林、林業、木材産業に携わる多くの方が、合法性持続可能性の情報を伝達する過程を自

らの課題と考え、このシステムのステップアップのための作業に参画されるように期待したい。